

補償内容・保険料

全プラン(基本コース・天災コース)とも熱中症も補償対象となります!
プラン内容が昨年と変わっていますのでご確認ください。

変更部分

補償内容		基本コース			天災コース		
		Aプラン	Bプラン	Cプラン	天災 Aプラン	天災 Bプラン	天災 Cプラン
		地震・噴火・津波によるケガも補償! <small>オススメ</small>					
傷害補償	死亡・後遺障害 保険金額	1,300万円	2,000万円	2,700万円	1,300万円	2,700万円	3,650万円
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~42%をお支払いします。					
	入院保険金日額	8,000円	9,000円	14,000円	8,000円	9,000円	14,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合：入院保険金日額の5倍					
	通院保険日額	3,000円	5,000円	7,000円	3,000円	5,000円	7,000円
	特定感染症による 後遺障害、通院保険 金、入院保険金	上記、死亡保険金を除く、後遺障害、入通院保険金額に同じ					
	特定感染症による 葬祭費用保険金	300万円限度					
賠償責任補償	身体障害・ 財物損壊共通	1事故につき(支払限度額)5億円					
	人格権侵害						

1名あたりの年間保険料	350円	500円	700円	600円	1,000円	1,400円
-------------	------	------	------	------	--------	--------

※ご加入は1名1口です。一度加入していただければ、補償期間内に複数のボランティア活動(複数の団体での活動。ただし、1ページに記載の「対象となるボランティア活動」に該当する場合に限り)をされる場合も補償されます。お申込みにあたっては、他の団体ですらにご加入されていないかをご確認のうえ、お申込みください。

※保険期間の途中で加入された場合でも保険料は同額となります。また、中途解約による保険料の払い戻しはできません。支払限度額・保険金額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金等の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は4ページの「賠償責任補償の補足」をご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・保険金額につきましては、加入申込票の「賠償支払限度額・保険金額」欄(セットの場合はセット名一覧表)にてご確認ください。普通保険約款・特約に基づき、引受保険会社が認定し、保険金をお支払いします。事故が起こった場合の手続きについては、7ページ「事故が起こった場合の手続き」をご参照ください。

〈特定非営利活動法人補償特約〉(全てのプランにセットされます。)

特定非営利活動促進法に規定する「特定非営利活動」を、この保険の対象となるボランティア活動に含めます。また、NPO法人^(※)を賠償責任補償の被保険者に含め、ボランティアがNPO法人の活動に従事している際に、この保険の対象となる事故により、NPO法人が賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※記名被保険者であるボランティアが所属するボランティア活動団体であるNPO法人をさします。

◆ボランティア見舞金制度について◆

ボランティア保険の加入者が活動中(往復途上を含む)にボランティア保険の給付対象以外の事由で死亡した場合で、東京都社会福祉協議会の見舞金制度に該当した場合、死亡見舞金をお支払いいたします。本制度は、東京都社会福祉協議会が独自に運営する制度です。

給付額 全プラン共通……30万円

問い合わせ先

東京都社会福祉協議会
TEL 03-3268-7232

加入手続きは11ページをご覧ください。